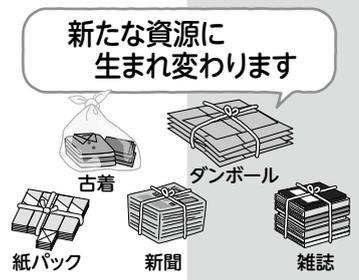


ごみ減量に 取り組みましょう

ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、各種団体が実施する資源回収促進事業や家庭から出される生ごみの自家処理容器を購入された世帯に対して、補助金を交付しています。



生ごみ処理容器購入補助金

対象

町内に住民登録されている方で、生ごみ処理容器を適正に維持管理できる世帯

補助する容器の個数

- ・電気式……1個
- ・非電気式……2個まで

補助金

- ・電気式 購入費の1/2 (上限2万円)
- ・非電気式 購入費の1/2 (上限5千円)

補助金の申請に必要なもの

- ・領収書(レシート不可)
- ・印鑑(スタンプ式でないもの)
- ・カタログなど

資源回収促進事業補助金

対象

自治会、女性会(婦人会)、子ども会やPTAなどの団体

対象資源項目

新聞紙、雑誌、段ボール、古着、牛乳パック

補助金

回収量1kgにつき 3円

申請に必要なもの

- ・回収実績のわかる計量書など
- ・印鑑(スタンプ式でないもの)

ごみゼロ大作戦を実施します

5月28日(土)にごみゼロ大作戦を行います。詳細については後日、新聞折込チラシなどで案内します。皆さんの参加をお待ちしています。

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎0748-5216578

みんなで支えあう

国民健康保険

交通事故などの他人の行為により、
保険診療を受ける場合は、
必ず届け出が必要です



交通事故にあつたとき、自転車で事故にあつたとき、他人の飼犬に噛まれたとき、購入食品や飲食店で食中毒になつたときなどの他人の行為(第三者行為)が原因で、ケガや病気になつた場合の治療費は、本来加害者が負担するのが原則です。

ただし「第三者行為による傷病届等」の届け出をいただくことにより、健康保険の保険診療を受けることができます。この治療費の保険給付分は、保険者(国保や後期高齢者医療)が一時的に立て替えて支払いをすることになるので、後でその医療費を被害者に代わって保険者が加害者に請求することになります。

②役場に届け出

「第三者行為による傷病届」を住民課保険年金担当へ提出してください。

届け出に必要なもの

- ・第三者行為による傷病届およびその他必要な書類(用紙は役場住民課にあります)
- ・交通事故証明書(所定の申請用紙は警察署、交番にあります)
- ・国民健康保険被保険者証
- ・届出者の本人確認書類
- ・印鑑(スタンプ式でないもの)

※必要な書類がそろわなくても、まずご相談ください

示談の前に必ず相談を

届け出をする前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、保険者から加害者に費用の請求ができなくなる場合や給付を返納していた場合がありますので、必ず示談の前にご相談ください。

届け出について

①警察に届け出

交通事故にあつたら、すみやかに警察に届け出てください。また「交通事故証明書」の交付申請手続きを行ってください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-5216584

住みよいまちづくりへの提案

アイデア・メッセージをお待ちしています



あなたのアイデア・
メッセージを
お待ちしております

皆さんからのアイデアやメッセージをいただき、まちづくりに生かし誰もが住みやすいまちにしていくため、皆さんの「声」をお待ちしています。

- 「住みよいまちづくりへの提案」をお寄せいただくための封書を下部に掲載しています。
- こちらに掲載している封書に限らず、電話・ハガキ・FAX・E-mailなどで受け付けていますので、ご意見をお寄せください。

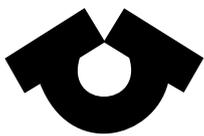
◆提案・問い合わせ先

企画振興課 秘書広報担当
 ☎0748-52-6550 Fax.0748-52-2043
 E-mail kouhou@town.shiga-hino.lg.jp

【お願い】

- 提案に対する回答を郵送させていただきますので、氏名・住所(番地まで)を必ずお書きください。氏名や住所の記載がない場合などは、匿名扱いとなり、お返事できませんので、ご了承ください
- 広報掲載の封書以外で提出いただく場合は、タイトルに『住みよいまちづくりへの提案』と記載してください。
- 寄せられた提案は、町長はじめ担当課職員が熟読させていただきます。出来る限り町政にいかせるよう、十分に検討したうえで回答させていただきますので、回答までに時間がかかることがあります。
- 特定の個人や団体の誹謗、中傷するものなど、内容によっては回答できないものがあります。
- お寄せいただいた提案は、「広報ひの」に掲載させていただきます。その際に氏名の掲載はいたしません。
- 担当課ですぐにお答えできるような質問については、電話でお答えする場合があります。

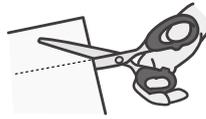
きりとり



時代の変化に対応し
 だれもが輝き
 ともに創るまち“日野”

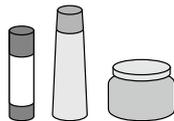
郵送の場合はこの用紙を切り離し、
 次の通り封書を作ってください。

- ①きりとり線（点線）に沿って切り、中央を山折りにします。



(山折り)

- ②のりしろにのりをつけて貼りあわせ、封書を作ります。



- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。



5 2 9 1 6 9 0



料金受取人払郵便



差出有効期限
 令和5年3月
 31日まで
 (切手を貼らずに
 お出してください)

日野町役場

日野町河原一丁目1番地

「住みよいまちづくりへの提案」係行

